

**公益財団法人ごうぎん島根文化振興財団
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程**

公益財団法人ごうぎん島根文化振興財団

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、役員、評議員（以下「役員等」という。）が職務のため勤務した場合の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 役員等は、原則として無給とする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、職務のため旅行した場合は、当該役員等に対し、旅費に相当する額を費用弁償する。

(その他)

第 4 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 5 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。